

# 掲 示

## 公共工事において試行的に活用する技術の公募に係る資料の提出依頼について

平成16年6月14日

国土交通省大臣官房

技術総括審議官 金澤 寛

標記について、下記要領により資料を提出されたく公募する。

### 記

#### 1. 公募の目的

国土交通省では、公共工事のコスト縮減、品質・安全の確保とあわせて、技術力に優れた企業が伸びる環境づくり、公共事業に関連した民間分野の新技术開発の取り組みの促進のため、平成13年度より「公共工事における技術活用システム（技術指定システム、工事選定技術募集システム、テーマ設定技術募集システムの3つのシステムにより構成）」を運用し、有用な新技术の活用促進を図っている。テーマ設定技術募集システムは、有識者等による公共工事技術活用評価委員会（以下「評価委員会」という）の意見を踏まえ、社会ニーズ・行政ニーズ等により必要となるテーマを設定し、技術の公募・審査・選定を行い、選定された技術について各地方整備局で積極的に活用するものである。

#### 2. 公募技術

##### (1) 公募対象技術

公募対象技術は、以下の3つを対象とする。

公共事業の画期的なコスト縮減につながる新しい計画、設計から材料、施工法に至る各分野の技術

公共事業の現状コストを画期的(当該技術を開発するにあたり比較対象とした現在一般的に用いられている従来技術に対して20%以上)に縮減可能な技術を対象とする。

自然創出に関する画期的な技術

開発に伴って失われる自然生態系を保全・再生する技術として、豊かな自然環境の保全・再生を行う、画期的であり施工後の効果が計測可能な技術を対象とする。（例えば、「現地における自然再生技術」、「自然再生計画の手法」等）

その他、建設分野における画期的な技術

上記、に該当しないが公共事業を遂行（計画、設計、施工、処分等）する上で画期的な技術を対象とする。

なお、選定にあたっては、従来の技術基準やマニュアル類に代表される固定観念にとらわれない画期的な技術であり、それを活用することで“飛躍的な改善効果が期待できる”、“大規模な展開が期待できる(波及効果が大きい)”、“技術力に優れた企業が伸びる環境が構築される(競争的環境の構築)”、“国際貢献に資する”等の効果が期待できるものを基本として選定する。(本公募技術は、昨年度までの「長期的テーマ」に該当し、平成14年度から5年間継続して公募を行うこととしている。)

## (2) 応募技術の条件等

応募技術に関しては、“(1) 公募対象技術”で示した条件とともに、以下の条件を全て満たす必要がある。

- 1) 技術開発が完了し、かつ応募段階で国土交通省の直轄事業に活用することが可能な技術であること。
- 2) 選定及び事業実施の過程において、選定に係わる者(評価委員会、事務局等)及び事業の遂行に係わる者(地方整備局、事務所)に対して、応募技術の内容を開示することについて問題がないこと。
- 3) 応募技術を事業に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 4) 選定された技術については技術内容等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 過去において本システム(テーマ設定技術募集システム)に応募された技術については、原則として応募することはできない。ただし、過去の応募以降に、技術内容等が変更・改良されたもので、本年の公募対象技術・応募技術の条件に適合するものについては、再応募することができる。(再応募の場合、応募資料にその変更・改良内容を記載すること。)

## 3. 応募資格等

### (1) 応募者

- 1) 応募者は、応募技術の開発を中心となって実施し、かつ事業を実施又は製品を製造・納入する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間法人」とする。  
なお、行政機関<sup>(\*)</sup>、特殊法人(株式会社を除く)及び公益法人(以下、「行政機関等」という。)については、新技術を率先して開発、活用又は普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局の事業で活用を図る場合の実施者(請負者)になり難いことから、下記の「共同開発者」としてのみ対象とし、自ら応募者とはなれない。  
<sup>(\*)</sup>「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。
- 2) 上記1)の条件を満たすものが複数存在する場合は、応募者が複数になっても差し支えない。
- 3) 応募者は、各地方整備局における「有資格者」<sup>(\*)</sup>である必要はないが、選定された技術の活用にあたっては、「有資格者」の認定が必要となる場合がある。

(\*)「有資格者」とは、国土交通省が一般競争（指名競争を含む）に参加するものに対して、必要な審査を行い、参加資格があると認定した者を指す。

4) 応募技術の選定結果は、応募者に通知するものとする。

(2) 共同開発者

1) 共同開発者は、応募技術の開発に関し、応募者とはならないまでも参画を行った「個人」や「民間法人」、多寡に係わらず参画を行った「行政機関等」とする。

2) 共同開発者には選定結果の通知は行わないが、応募技術が選定された際には共同開発者として公表される。

## 4. 応募方法

(1) 公募要領の配布

公募要領を応募希望者に以下の通り配布する。

1) 配布場所：下記「(4) 資料の郵送先」に示す事務局にて配布

2) 配布期間：公募期間中

3) 配布方法：無償にて配布する。

郵送を希望する場合は、返信用封筒（角形2号封筒に240円切手を貼り付け、返信先を明記したものを）を同封して郵送すること。

なお、国土交通省のホームページ

[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/13/130611\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/13/130611_.html)

よりダウンロード可能である。

(2) 説明会の実施

説明会を以下の要領で行う。

1) 日 時：平成16年6月21日(月) 13時30分～14時30分

2) 場 所：東京都港区虎ノ門4-1-1

虎ノ門パストラル(5階マゲノリア)

3) 参加申込方法：説明会に参加を希望する場合は、書面（所属会社名・所属部署名・参加者の役職、氏名、住所及び電話番号を記載したA4版の参加申込書（様式は自由）を下記事務局へ持参もしくは郵送（書留郵便に限る）により申し込むものとし、電送によるものは受け付けない。なお、参加人数は1社2名以内とする。

4) 申込受付期間：平成16年6月14日(月)から平成16年6月18日(金)までの毎日、10時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分は除く）とする。

5) その他：説明会当日は、「公募要領」を用いて説明を行うので、各自「公募要領」を持参すること。

(3) 資料の作成及び提出

応募資料は、公募要領に基づき作成し、郵送（書留郵便に限る）にて下記郵送先まで送付すること。なお、持参又は電送によるものは受け付けない。

(4) 資料の郵送先

- ・ 郵送先：国土交通省大臣官房技術調査課内  
公共工事技術活用評価委員会事務局（森下、本間）  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 3  
（代表）TEL 03 - 5253 - 8111（内線22345、22348）

## 5. 公募期間

公募期間は、平成16年6月14日(月)から平成16年7月16日(金)(当日消印有効)とする。

## 6. 技術の選定に関する事項

(1) 技術の選定に関する基本的考え方

選定にあたっては、従来の技術基準やマニュアル類に代表される固定観念にとらわれない画期的な技術であり、それを活用することで“飛躍的な改善効果が期待できる”、“大規模な展開が期待できる(波及効果が大きい)”、“技術力に優れた企業が伸びる環境が構築される(競争的環境の構築)”、“国際貢献に資する”等の効果が期待できるものを基本として選定する。

(2) 技術の選定の視点

応募資料に基づき、以下の観点から総合的に技術の選定を行う。

- 1) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- 2) 公募テーマ及び公募条件に適合していること。
- 3) 応募技術の条件等に適合していること。
- 4) 地方整備局で発注される事業において活用が見込めること。
- 5) 技術に創意性があること。
- 6) 技術の成立性が確認されていること。
- 7) 活用の効果(経済性、工期、品質、安全性、施工性、環境保全等)が優れていること。

なお、選定の過程において応募技術の内容等について応募者に説明を求める場合がある。

(3) 結果の通知

応募者に対して、12月頃に選定結果を文書で通知する予定である。

(4) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、偽りその他不正の手段により選定を受けたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

## 7.選定技術の活用

国土交通省では、選定後5年を目途に直轄事業で活用が適当と判断された技術の活用を図る予定である。

## 8.その他

- (1) 資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはない。
- (3) 応募された資料の差し替えは、原則認めない。
- (4) 応募された資料は返却しない。
- (5) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (6) 選定の過程において、応募技術の内容について応募者に説明を求める場合がある。
- (7) 選定された技術の活用にあたり、応募者には工事発注等でその技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合がある。
- (8) 問い合わせに関しては以下の通りとする

- ・ 問い合わせ：公共工事技術活用評価委員会事務局

国土交通省 (代表) TEL 03 - 5253 - 8111

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 3

大臣官房技術調査課(森下、本間) (内線22345、22348)

大臣官房公共事業調査室(石田) (内線24296)

- ・ 期 間： 平成16年6月14日(月)から平成16年7月16日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、10時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分は除く)。